

平成21年2月10日

予定価格の事後公表の試行について

本市の建設工事の入札においては、官・産の癒着の疑惑を招かないなど透明性・公正性確保の重要性に鑑み、予定価格を入札前に公表するという「予定価格の事前公表」を平成16年度から実施しているところです。

一方、予定価格の事前公表は、事前公表をされた価格が目安となって適正な競争が行われにくくなること及び建設業者の見積努力を損なわせること等の懸念が指摘されていることから、予定価格の事前公表の短所と指摘されていることが事実であるかを検証するために、これまでの予定価格の事前公表と併せて、次のとおり予定価格の事後公表を試行実施することといたします。

1 試行対象工事

財政局契約課で執行する建設工事の競争入札のうち、原則として、「業種別」及び「等級区分のある業種については等級区分別」に全工事の2分の1程度を予定価格の事後公表の試行対象工事とします。

2 試行開始時期

平成21年2月10日以降とします。

【予定価格の事後公表の試行概要】

一般競争入札については、試行対象案件であることを、入札公告に明記します。入札手続については、予定価格の公表時期が事後であること及び入札回数が原則2回までとなること以外は、事前公表案件と同じです。

試行期間は2年程度とします。

予定価格については、落札決定後、「川崎市ホームページ」「入札情報かわさき」「入札情報 工事 落札結果(財政局)」において公表します。

(お問合せ先)

川崎市財政局管財部契約課

電話：044-200-2097